

令和2年 箱根町成人式

20歳を迎えられた皆さんの新しい門出をお祝いする、成人式を開催します。

来年の成人式では、先に募集した成人式実行委員の皆さんによって、式典終了後に予定している交流会の企画が現在検討されているところです。

就学や就職で、町外にお住まいの方にも声をかけていただき、多くの仲間との再会のきっかけとなり、将来の夢などを語り合う、思い出に残る楽しいひとときを過ごしてみませんか。

日時 令和2年1月13日(月) 11時から13時頃まで

場所 湯本富士屋ホテル
グランドコンベンションホール「箱根」

対象 平成11年4月2日〜平成12年4月1日までの間に生まれ、町内に在住している方

※実家などが町内にあり、就学や就職で町外に在住している方も出席できますので、希望の方は問い合わせください。

内容 式典(新成人代表のことばなど)、記念写真撮影、交流会

その他 成人式当日には、案内状を持参してください。(案内状は、対象となる方へ、10月下旬に発送予定)

照会先 教育委員会生涯学習課
☎85-17601

広報「はこね」1月号 “新年の抱負” 寄稿者を募集

来年、年男・年女となる皆さんから、新年の抱負を募集します。掲載となった方には、図書カードをプレゼントします。
対象 町内在住で、令和2年に年男または年女になる方
寄稿内容 作文の形で、これまでの人生や今後の夢など掲載するもの(作文250字程度)、顔写真

応募方法 11月15日(金)までに、電話またはEメールで申し込んでください。
※応募の段階では、申し込みのみで構いません。寄稿をお願いする際に、原稿用紙や書き方の詳細などを別途送付します。(提出期限は12月中旬を予定)
※原稿の提出時に、顔写真も併せて提出してください。
申込・照会先 企画課 ☎85-9572
☒web_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp

宝くじ助成金を活用 して消防団の資機材を 整備しました

箱根町消防団は、宝くじの社会貢献を目的としたコミュニティ助成事業の助成金を活用して、地震・水災害発生時等に、消防団員が安全確実に活動できるよう「ヘッドライト」、「防塵マスク」、「ライフジャケット」を整備しました。この資機材を整備したことで、消防団員の安全管理体制の充実強化が図られました。



照会先 消防署警備課(警防係)
☎85-14511

住民票・マイナンバー カード等への旧姓(旧 氏)併記について

11月5日(火)から住民票、マイナンバーカード等への旧姓(旧氏)の併記ができるようになります。

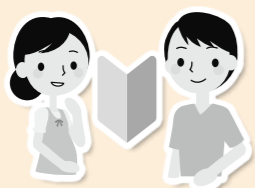
これにより、婚姻等で氏に変更があった場合でも、従来称してきた氏を住民票に記載した上で、マイナンバーカード等に記載し、公証することができます。※申請方法などは現在準備中です。

照会先 総務防災課(町民係)
☎85-17160

プレママ・パパ (出産育児)教室

日時 11月27日(水)13時30分〜16時
場所 さくら館
内容 お産や母乳育児についての話、赤ちゃんの沐浴実習
対象 これから母親、父親になる方
持ち物 母子健康手帳、筆記用具、エプロン
申込方法 11月20日(水)までに電話で申し込んでください。

申込・照会先 子育て支援課
☎85-9595



『ひとつずつ いいね!』で確認 火の用心! — 秋季火災予防運動 —

少しずつ寒さが増すこの時期に、火災を未然に防ぐことを目的として11月9日(土)から15日(金)まで『秋季火災予防運動』を実施します。

この運動は、火災の発生しやすくなるこの時期に、皆さんに防火を心がけていただき、尊い生命や財産を奪う火災を防ぐため、全国一斉に展開されるものです。

実施内容

- ・防火ポスター展(役場本庁舎住民ホール) 11月9日(土)〜15日(金)
- ・幼年消防クラブを対象にした防火・防災教育
- ・防災業者による老朽化消火器の回収(有料)および消火器・住宅用火災警報器の販売 11月9日(土)10時〜12時(消防本部・箱根分遣所) 13時〜15時(役場本庁舎・仙石原分遣所)
- ・住宅用火災警報器の普及促進活動
- ・地域消防団を中心とした地域防火推進活動

【空き地・空き家の管理】

放火、たばこの投げ捨てなどによる火災を未然に防ぐため、所有者、管理者は適正な管理をお願いします。

・空き地の管理

- ① 枯草は刈り取るか、土砂などで埋めましょう。
- ② 燃えやすいものがある場合は、周囲をフェンスなどで囲い、みだりに人が入れないようにしましょう。

・空き家の管理

- ① 簡単に人が出入りできないように施錠しましょう。
- ② 燃えやすいものを周囲に置かないようにしましょう。
- ③ ガス、電気は確実に切って、プロパンボンベ、危険物(灯油など)は、置かないようにしましょう。

小規模な飲食店等にも 消火器の設置が必要

10月1日から、小規模な飲食店等にも消火器の設置が必要となりました。今までは消防法で店舗の延べ床面積が

新たに宿泊営業をする 場合は消防設備が必要

150㎡以上で設置が義務付けられていましたが、平成28年12月22日に新潟県糸魚川市の飲食店で、ガスコンロの消し忘れにより発生した大規模火災を契機に、初期消火の重要性が見直され、消防法令の改正により、全ての飲食店等に消火器の設置が義務付けられました。なお、防火上有効な措置を講じている場合は、免除となる場合がありますので、ご相談ください。

民泊営業や旅館業法による営業許可(簡易宿泊業含む)を受けて宿泊営業等を始める場合は、事前に消防用設備等について打ち合わせの上、検査が必要となります。
照会先 消防本部消防総務課(予防係)
☎82-14505

暴力に 一人で悩まないで!



配偶者からの暴力、セクシャルハラスメント、ストーカー行為など、女性の人権を侵害する暴力は、決して許される行為ではありません。内閣府の調査では、20歳以上の女性の約3人に1人が「配偶者からの暴力の被害」を受けたことがあるという結果が出ています。

また、実際相手に「好きだから」と愛を理由に自分の気持ちや考えを押し付け、自由を侵害するデートDVも年々増加しています。これらの暴力は、夫婦げんかやもめごとではなく、犯罪行為をも含む重大な人権侵害です。

暴力は繰り返され、次第にエスカレートする傾向があるため、被害者は早急に被害に気付くことが大切です。暴力は何があっても正当化されない行為であり、誰にでも暴力を拒む権利があります。

《県の相談窓口》

◎女性相談員による相談(電話)
受付時間 月〜金曜日の9時〜21時、土・日曜日の9時〜17時

※面接相談は予約制
※祝日を除く
☎046612615550

◎女性への暴力相談「週末ホットライン」
受付時間 土・日曜日の17時〜21時、祝日の9時〜21時

☎045145110740
◎多言語による相談(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語)
受付時間 月〜土曜日の10時〜17時

※面接相談は予約制
☎090-8002-2949
※まずは電話で相談してください。

照会先 企画課
☎85-19560